

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	10 件

三重国民年金 事案 1036

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から46年12月まで

昭和47年1月に、夫が市役所で入籍に係る手続きを行った際、申立期間の国民年金保険料が未納であると指摘を受けたので、後日、夫が義母からお金を借りて、まとめて納付してくれた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、「国民年金には婚姻前から加入していたが、国民年金保険料を納付しておらず、婚姻後にその旨指摘を受けた。」と供述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は婚姻前の昭和46年2月に払い出されていることから、申立人の供述と符合している上、申立人は47年1月に婚姻しているが、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿には、同年1月11日の資格喪失手続の受付年月日として同年2月14日と記載されており、婚姻後に申立期間に係る資格喪失手続が行われていることが確認できるなど、申立人の説明に不自然な点は見当たらず、申立内容は基本的に信用できる。

さらに、申立人が婚姻した昭和47年1月又は申立期間に係る国民年金被保険者資格喪失手続が行われた同年2月のいずれの時点であっても、申立期間の国民年金保険料は、過年度保険料及び現年度保険料として遡及納付することが可能であったことから、申立期間の保険料を遡及納付したとする申立人の供述も不合理なものではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 1037

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 5 月から 61 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 5 月から 61 年 4 月まで
申立期間当時はアルバイトをしていたが、20 歳になった時に、アルバイト先の同僚から国民年金に加入するよう勧められたので、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料を全て納付しており、かつ、その大部分について前納しているなど、申立人の納付意識は高いと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 12 月に払い出されていることから、申立人の国民年金加入手続が、申立期間当時に行われていることが確認できる上、その時点で、申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であった。

さらに、申立人は、昭和 61 年 5 月 15 日に厚生年金保険に加入したことを契機として、一旦国民年金被保険者資格を喪失しているが、A 市の国民年金被保険者名簿の記録等から判断すると、当該資格喪失手続についても、当時適切に行われていた可能性が高い。

以上の状況に加えて、申立期間が短期間であることや、申立期間後の納付状況などを勘案すると、申立人が、申立期間について、適切に国民年金加入手続及び被保険者資格喪失手続を行っておきながら、あえて国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から59年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から59年6月まで
20歳になった時に、父親がA市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、その後、婚姻するまで、国民年金保険料も納付してくれていた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の父親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続き及び保険料納付に直接関与しておらず、それらを行っていたとする申立人の父親に聴取しても、加入手続き及び保険料納付についての具体的な記憶も無く、加入手続き及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、昭和61年8月に払い出されたものとみられるが、その時点では、申立期間は全て時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が現在唯一所持している年金手帳にも、上記の国民年金手帳記号番号が記載されている上、オンライン記録によると、申立期間直後の昭和59年7月から60年3月までの国民年金保険料について、納付日は不明であるものの過年度納付されており、当該記号番号が払い出された時点で59年7月までが遡及納付可能な期間であったことを踏まえると、申立人は、61年8月に初めて国民年金の加入手続きを行い、その時点で、可能な限り遡及して保険料を納付したものの、申立期間については時効により保険料を納付することができなかったと考えるのが自然である。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年11月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年11月から54年3月まで
成人した時、私は県外に住んでいたため、母親が私の国民年金の加入手続をして、国民年金保険料も納付してくれていた。結婚するまでは母親が納付してくれていたため、申立期間の保険料納付について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、それらを行ったとする申立人の母親に聴取しても、加入手続及び保険料納付についての具体的な記憶は無く、国民年金の加入状況及び保険料納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年5月に払い出されていることから、申立人の国民年金加入手続はその頃行われたものと考えられる上、その時点で、申立期間の国民年金保険料は過年度納付によらなければ納付できないが、申立人の母親は、保険料を遡及して納付した記憶は無いとしているほか、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 1040

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から59年3月まで

昭和54年4月にA市に転入した際に、市役所で国民年金と国民健康保険のしるしを、その後ずっと国民年金保険料を口座振替により納付してきた。免除申請のしるしをした記憶は無く、申立期間が申請免除期間になっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立期間について、オンライン記録では国民年金保険料の申請免除期間となっているところ、申立人は、免除申請しるしを行った記憶は無いとしているが、申立人に係る国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿共に、申立期間について申請免除期間となっており、オンライン記録とも一致している上、当該国民年金被保険者名簿の備考欄には、「申請免除 55. 8. 2」、「59. 3. 7 免除該当処理（申請免除 59. 3まで）」等、申立期間について、その当時申請免除期間として処理されていることが確認できる記載もあり、申立期間が申請免除期間となっていることに不自然さは見受けられない。

さらに、申立人は、申立期間について、口座振替により国民年金保険料を納付していたとも主張しているが、申立期間後の昭和59年4月以降の納付状況について、オンライン記録からその納付日等を確認すると、平成元年7月以降については口座振替による納付が行われていたと推認される納付日であるものの、同年6月以前については、保険料を翌月に納付している期間や3か月分の保険料を一括して納付している期間があるなど、口座振替による定期的な保険料納付が行われていた形跡は見受けられず、申立期間後のこうした納付状況

から判断すると、申立期間についても口座振替による納付が行われていたことは考え難い。

加えて、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年1月12日から同年8月14日まで
② 昭和40年4月25日から同年6月26日まで
③ 昭和42年1月21日から同年8月16日まで
④ 昭和45年10月1日から同年11月1日まで
⑤ 昭和46年9月30日から47年3月18日まで
⑥ 昭和47年9月30日から48年7月8日まで

継続して船長として乗船していたにもかかわらず、船員保険が途切れているのが納得できないので、申立期間について、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、船員手帳の写しを提出しているが、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめその労働条件の適正等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではない。

申立人が所持する船員手帳に記載された乗船履歴によると、申立期間③から⑥までの前後に船舶に乗っていたことは確認できるものの、申立期間①から⑥までにおいて、乗船していた事実を確認することはできない上、A社以外の事業所においては、船員保険被保険者期間が、同手帳の乗船履歴よりも長くなっていることが確認できる。

申立期間①について、B社の元役員に照会したところ、「船員保険の加入記録がある期間については、届出を行い、船員保険料を控除し、納付した。申立期間については、当時の資料は無いので不明。」と回答しており、申立人の当該期間における船員保険料の控除及び勤務実態について確認できなかった。

申立期間①及び②について、C社（D丸）の元役員は既に他界しており、当時の状況及び船員保険料の控除について確認できなかった。

また、B社及びC社において、申立期間①及び②に船員保険被保険者となっ

ている同僚に照会したものの、回答があった同僚は申立人を記憶していないことから、申立人が、当該期間において、引き続き乗船していたことを確認することはできなかった。

申立期間②から④までについて、E社に照会したところ、「届出及び申立期間の船員保険料の控除、並びに保険料の納付については、当時の資料が無く不明。」との回答を得た。

また、当該事業所から提出された申立人の被保険者台帳によると、採用年月日が昭和40年6月26日であることが確認できること、及び申立人の船員手帳には当該事業所の船舶に乗る際に、同年7月30日雇入と記載されていることから、申立人が、その採用年月日以前に乗船していたことは確認できない。

さらに、申立期間③について、前述の被保険者台帳に記載された船員保険の取得年月日が昭和42年8月16日と記載されていること、及び船員手帳についても、41年12月12日雇止から、次の雇入日である42年11月19日までの間に雇入れされた旨の記載が無いことから、申立人は当該期間において、当該事業所の船舶に乗っていたことは確認できない。

申立期間④について、E社における船員手帳の最終雇止日は昭和45年9月8日であるとの記載があり、同日以降に引き続き同社の船舶に乗っていないものと推認できる。

申立期間④及び⑤について、F社（G丸）に照会したところ、「届出及び申立期間の船員保険料の控除並びに保険料の納付については、当時の資料が無いので不明。」との回答を得た。

また、申立期間④当時、当該事業所において船員保険被保険者であった同僚は「船員保険には入社と同時に加入していた。」と回答している。

さらに、申立人の船員手帳には、当該事業主による雇入日が昭和45年11月28日と記載されていることから、申立人が申立期間④に当該事業所の船舶に乗っていたことは確認できない。

加えて、申立期間⑤について、船員保険の被保険者記録では昭和46年9月30日に資格喪失となっているが、船員手帳の雇止日はその記録以前である同年7月26日と記載があることから、申立人が当該期間に引き続き乗船していたことは確認できない。

申立期間⑤及び⑥について、H社（I丸及びJ丸）の元役員に照会したところ、「昭和59年2月に倒産し、書類関係はほとんど処分したため、被保険者台帳しか無い。申立人は、当社においては、当初、I丸の船長として、47年3月から同年7月1日まで雇用し、その後、48年10月からはJ丸の船長として採用した。申立てどおりの届出及び申立期間に係る保険料の控除並びに保険料の納付は行っていない。」との回答をしており、当該事業所から提出されたI丸の被保険者台帳の乗船記録から、申立人が申立期間⑤に乗船していたことは確認できない。

また、申立期間⑥について、当該事業所が提出した申立人の被保険者台帳及び資格取得届並びに資格喪失届から、申立人が当該期間に乗船していたことは確認できない。

さらに、申立期間⑥について、A社（K丸）の元役員は連絡先不明であるこ

とから、当時の状況及び船員保険料の控除について確認できなかった。

加えて、申立期間⑥に当該事業所において船員保険被保険者となっている同僚が、「K丸は一隻のみで、船長は申立人ではなく、他の人が船長であった。船長が下船してからは私が船長になった。」と供述しており、当該事業所の船員保険被保険者名簿により、供述どおり申立人とは別の者が船長として船員保険被保険者であることが確認できることから、申立人は当該期間に乗船していないことが推認できる。

このほか、申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1624

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間③及び④について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

さらに、申立期間⑤について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 11 月 5 日から 41 年 1 月 21 日まで
② 昭和 43 年 12 月 14 日から 44 年 2 月 21 日まで
③ 昭和 46 年 9 月 1 日から 47 年 11 月 20 日まで
④ 昭和 48 年 3 月 5 日から 51 年 1 月 30 日まで
⑤ 昭和 62 年 10 月 1 日から 63 年 8 月 1 日まで

申立期間①及び②については、船員手帳も有り、乗船して船員保険に加入していたはずであるので、船員保険被保険者であったことを認めてほしい。申立期間③及び④については、機関長として乗船し、一般船員の2倍の給料を受け取っていたにもかかわらず、実際の金額より低く記録されているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。申立期間⑤では主任に昇格しており、給料が低くなることはなかったなので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人が所持している船員手帳から、申立人が申立期間①についてはA丸(船舶所有者は、B)に、申立期間②についてはC丸(船舶所有者は、Bの後継事業所であるD社)に乗船していたことが確認できる。

しかしながら、船舶所有者名簿によると、D社は、昭和56年7月30日に船員保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の役員に聴取を試みたものの、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態、船員保険の適用及び船員保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることはできな

った。

また、申立人が同時期に乗船していたとする同僚及び申立期間②において船長であった者は既に死亡しており、申立てに係る事実を確認することはできなかった。

さらに、オンライン記録により確認できる申立期間①及び②に乗船していた同僚と申立期間①において船長であった者に照会したものの、いずれも当時の記憶は曖昧であり、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

加えて、船舶所有者Bの申立期間①に係る船員保険被保険者名簿及びD社の申立期間②に係る船員保険被保険者名簿に申立人の氏名は無い上、当該期間に被保険者資格を取得した者はいない。

申立期間③について、申立人は、記録されている標準報酬月額が低額であるとして訂正を求めている。

しかしながら、E社から提出された船員保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書、同標準報酬改定通知書(資格取得時報酬訂正届)に記載された申立人の標準報酬月額及び訂正後の標準報酬月額は、船員保険被保険者原票及びオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

申立期間④について、F社に照会したところ、当時の賃金台帳等の関連資料は無いとの回答があり、申立人の当該期間に係る報酬月額及び船員保険料の控除額について確認することはできなかった。

また、申立人が氏名を挙げた船長は既に他界しており、申立てに係る事実を確認することはできなかった上、申立期間④に乗船した同僚に聴取したところ、「給与は固定給と歩合給で、年金特別便での報酬は低い、漁船であるのでこんなものかと思った。」旨の供述を得た。

さらに、申立人の船員保険被保険者名簿によると、職種変更にともなう標準報酬月額の変更が記載されていることから、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取り扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない上、申立人の標準報酬月額が訂正された形跡も無い。

加えて、漁船に乗り込む被保険者のうち、歩合による報酬が支給される者については、賞与等に当たる分を控除した船員保険・漁船被保険者標準報酬改・決定早見表により標準報酬月額を決定することとされており、実収入である給与支給金額と船員保険加入記録の標準報酬月額は一致しないことから、申立人についても同表に基づいて標準報酬月額が決定されたものと推認される。

申立期間⑤について、当該期間には主任に昇格しており、給与が下がることは考えられないとしているが、申立人が提出した辞令によるとサービス主任となったのは昭和63年4月2日付けであり、当時の事務担当者から給与は翌月払いであった旨の供述を考え合わせると、申立人の場合、同年4月昇給に伴い、同年5月から同年7月までに支給された給与に基づき、同年8月からの随時改

定に該当したものと考えるのが妥当である上、オンライン記録においても同年8月に随時改定が記録されており、正しい事務手続が行われたものと推認できる。

また、申立人から氏名の挙げた同僚は、申立期間⑤当時の給与明細書を保管しており、社会保険料の控除額から算出した厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、申立人と同時に定時改定により標準報酬の変更が行なわれている同僚5人の処理年月日を確認したところ、申立人と同日に処理が行なわれており不自然さは見当たらない。

加えて、G社に照会したところ、当時の賃金台帳等の関連資料は無いとの回答があり、申立人の申立期間⑤に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することはできなかった。

このほか、申立期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間③及び④について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

さらに、申立期間⑤について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月 1 日から 19 年 8 月 21 日まで
私が、A社で勤務した平成 15 年 4 月 1 日から 19 年 8 月 21 日までの標準報酬月額と実際の報酬とが相違しているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出された申立期間の一部に係る給与支払明細書によると、申立人の主張するとおり、報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所（当時）に届け出られた標準報酬月額よりも高い額であることが確認できる。

しかし、上記給与支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1626

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 10 月 1 日から 35 年 10 月 1 日まで
私は、昭和 32 年 10 月 1 日から 37 年 8 月 31 日まで A 社で勤務した。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の元役員及び同僚の供述から、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が記憶している A 社で勤務していた同僚に照会したところ、「私は 18 歳から 21 歳まで同事業所で勤務していたが、当該事業所での厚生年金保険の記録は無い。」との回答があった上、オンライン記録によると、当該同僚についても同事業所の厚生年金保険被保険者としての記録は確認できない。

また、オンライン記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 35 年 10 月 1 日であり、申立期間については、同事業所は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

さらに、A 社は、昭和 57 年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、同事業所の閉鎖登記簿謄本により判明した元取締役に照会したものの、当時の資料は焼却し、残っていないため不明であるとの回答があり、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1627 (事案 1193 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年4月1日から同年12月31日まで
② 平成6年11月15日から8年11月1日まで

申立期間について、前回、年金記録の訂正は必要ない旨の通知を受けた。しかし、私がA社の本社総務課に問い合わせたところ、「当時の資料が残っていないため確認できない。」との回答があった。確認できないにもかかわらず、勝手に作文して認められないとする結論は納得できない。また、B社については、事業主である私が厚生年金保険の事務手続等を行っていたにもかかわらず、記録が無いとはどういうことか、まったく理解できない。再度調査して、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、前回、i) A社において厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の同僚(申立人の記憶していた同僚も含む。)から、「申立人は知っているが、いつまで勤務していたかは覚えていない。試用期間が6か月あり、入社したのは昭和32年4月だが、厚生年金保険に加入したのは同年10月からである。」との供述を得た上、これらの同僚の資格取得日が同年10月1日であることが、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できること、ii) 申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について、同社に照会しても、当時の記録が残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかったこと、iii) 前記の被保険者名簿には申立期間①について申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難いこと等を理由として、申立期間②に係る申立てについては、i) 商業登記簿謄本によるとB社は平成3年3月27日に設

立され、8年6月1日に解散した後、同年9月5日に新たに設立されているところ、申立人が当該期間に代表取締役であることが確認できること、ii) オンライン記録によると、同社は8年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後、同年11月1日に再度適用事業所となっており、申立期間②のうち、同年4月1日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できること、iii) 申立人は「厚生年金保険に関する事務は自分がしていた。」と供述しているところ、同社で厚生年金保険に加入している同僚から「厚生年金保険の事務は申立人がしていた。」との供述があり、当該同僚のオンライン記録を調査したところ、同社が適用事業所でなくなった8年4月1日に被保険者資格を喪失し、新たに適用事業所となった同年11月1日に被保険者資格を取得していることが確認できること、iv) オンライン記録によると、申立人は6年11月15日に被保険者資格を喪失し、8年11月1日に被保険者資格を取得しており、訂正等の不自然な点は無の上、申立人の健康保険証の返納について調査したところ、申立人及び被扶養者分ともに資格喪失日と同日に回収されていることが確認できること等を理由として、既に委員会の決定に基づく22年9月2日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は新たな資料等を提出することなく、「納得できないので再度調査して年金記録を訂正してほしい。」との主張をしているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1628

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月 1 日から 40 年 9 月 1 日まで

A社で掛けていた厚生年金保険は、脱退手当金を受給したということだが、受け取っていないので、申立期間について、厚生年金保険の期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、同時期に脱退手当金を受給している同僚から、「申立期間当時は強制のようなもので、会社で脱退手当金の手続をしてもらった。」旨の供述を得た。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1629

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月 26 日から 44 年 9 月 26 日まで
結婚のためA社を退職した。平成 19 年 2 月 27 日頃、一時金をもらったことが分かりあきらめていたが、余り記憶が無いので今回申立てをした。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給されたことを示す「脱」表示がある上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人は自ら脱退手当金を受給したことを認める供述をしている。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1630

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月 1 日から 41 年 4 月 2 日まで

私は、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答をもらったが、受給した記憶が無い。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和41年6月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然な点は見られない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1631

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 12 月 12 日から 38 年 11 月 1 日まで
A社に勤務した期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、私は請求手続をした覚えも無く、脱退手当金を受領した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和38年12月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 9 月 2 日から同年 11 月 29 日まで
② 昭和 35 年 4 月 4 日から同年 6 月 4 日まで
③ 昭和 36 年 1 月 21 日から 37 年 12 月 15 日まで

私は、脱退手当金を受領しているようになっているが、受け取っていない。
厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和38年3月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然な点は見られない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が勤務していたA社B製作所の同僚が退職時に事業所から脱退手当金を受領した旨供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性があるものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。